

お試し移住体験ハウス要綱

(目的)

第1条 「ブナ北限の里総合移住対策事業」の一環として、移住希望者が一定期間黒松内町（以下「町」という。）での生活体験ができる場を提供するため、お試し移住体験ハウスを整備し、自然にやさしく・人にやすらぎの田舎ブナ北限の里づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者 町への移住を希望する者のうち、町の移住担当窓口を通じて移住しようとする者。

(2) お試し移住体験ハウス 家具、電化製品、寝具などを完備し、着の身着のままで移住生活を体験できる住宅。

(種類)

第3条 お試し移住体験ハウス（以下「施設」という。）の種類は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 短期型 使用単位を1週間として、最長2週間。

(2) 長期型 使用単位を1週間として、最長3カ月。

(位置)

第4条 施設の位置は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 短期型 黒松内町字黒松内306番地11

(2) 長期型 黒松内町字黒松内317番地14

(使用申込み)

第5条 施設を使用しようとする移住希望者（以下「使用者」という。）は、予め施設の使用について、町の移住担当窓口に予約しなければならない。

2 移住担当窓口を担当する職員は、予約の受付後直ちにお試し移住体験ハウス予約受付簿（別記様式第1号。以下「予約簿」という。）にその旨を記載しなければならない。

3 使用者は、施設を使用する際、お試し移住体験ハウス使用申請書（別記様式第2号。以下「申請書」という。）を、町長に提出しなければならない。

(使用許可)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し使用に問題がないと認めた場合、お試し移住体験ハウス使用許可書（別記様式第3号。以下「許可書」という。）を、使用者に交付しなければならない。この場合において、町長は施設の管理運営上必用と認める場合、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第7条 使用者は、前条の規定による許可書の交付を受けたときは、次の表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、止むを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りでない。

種類	時期	単位	料金
短期型	夏期（5月から10月まで）	1週間	17,000円
	冬期（上記以外）	1週間	23,000円
長期型	夏期（5月から10月まで）	1週間	12,000円
	冬期（上記以外）	1週間	18,000円

- 2 使用期間に夏期と冬期にまたがる週がある場合は、当該週の使用料は夏期料金とする。
- 3 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 前項の規定により使用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 天災事変、使用者又は親族の疾病、その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 使用未済期間の日割りで100分の100
- (2) 町長が特に必要と認め、使用許可期間を短縮した場合 使用未済期間の日割りで100分の100
- (3) その他止むを得ない事情により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。
- 5 使用料には、施設の使用に伴う灯油代、電気料、プロパンガス使用料、水道料、下水道料を含む。ただし飲食費並びに洗面具及び衛生用品等の日常消耗品は、使用者の負担とする。

（使用者の遵守事項）

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用者は、前条第1項に規定する使用料を納めた後に、町長から当該施設の鍵（以下「鍵」という。）を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告しなければならない。
- (2) 使用者は、火気の取扱に注意し、水道の凍結を防止するとともに、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (3) 使用者は、施設の周りの除草や除雪を必要に応じて行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 使用者は、施設の使用期間が満了したときは、直ちに町長に当該施設の鍵を返却し、施設を原状に復すこと。
- (6) その他、施設の使用に関し必用な事項。

（行為の制限）

第9条 施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (8) その他施設の使用にふさわしくない行為。

（許可の取消）

第10条 町長は、使用者に第8条及び前条の規定に違反する行為があったと認めた場合、第6条の規定による使用許可を取消すことができ、この場合お試し移住体験ハウス使用許可取消通知書（別記様式第4号。以下「取消通知書」という。）を、当該使用者に交付しなければならない。

（使用の延長）

第11条 使用者は、使用期間が満了するにあたり、その後に第5条第1項の規定による予約がない場合に限り、当初使用申請の2分の1の範囲を超えない限度において、1週間単位で延長使用することができる。ただし、再延長はできない。

2 第5条から第10条までの規定は、前項の延長使用に準用する。

（特別の設備又は特殊物品の搬入）

第12条 使用者が、施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

（損害賠償）

第13条 使用者は、故意又は過失により施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事情により町長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項前段の規定による施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちに黒松内町お試し移住体験ハウス破損（汚損、滅失）届（別記様式第5号）により町長に報告しなければならない。

（事故免責）

第14条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は施設周辺で発生した事故に対して、町はその責任を追わないものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月22日から施行する。